



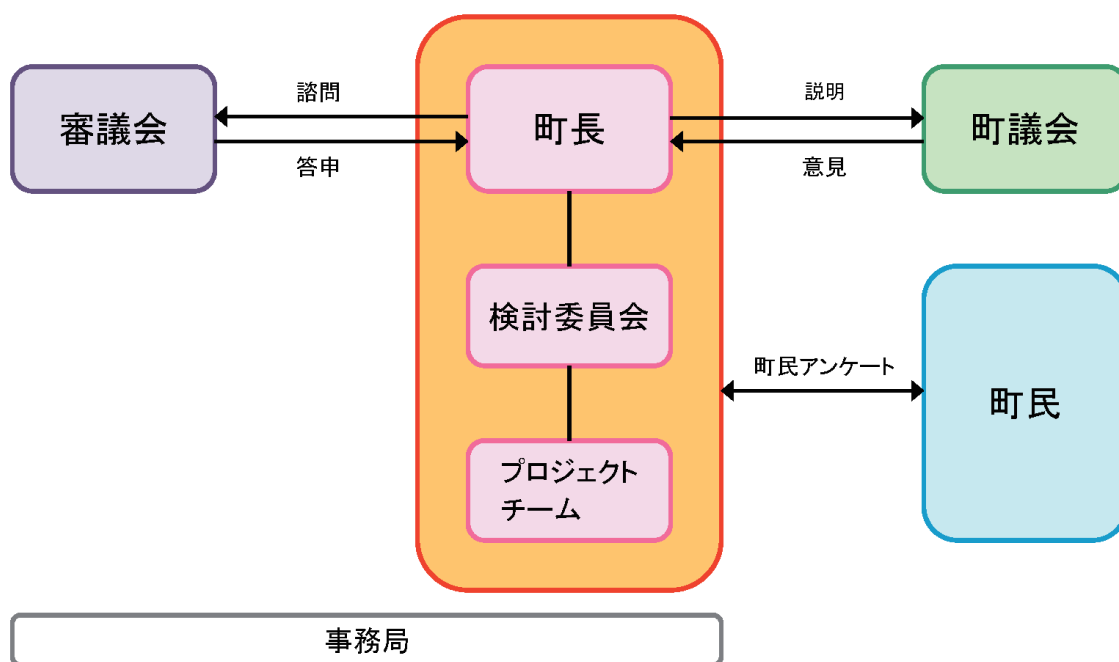
**資 料 編**



## 資料編

## 1 策定体制

■ 策定体制フロー図



## (1) 平内町総合開発計画審議会

### ① 平内町総合開発計画審議会条例

昭和48年3月20日条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、平内町総合開発計画審議会(以下「審議会」という。)の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合開発計画に関し必要な調査及び審議を行わせるために設置する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 国又は県の地方行政機関の職員
- (5) 町の職員
- (6) 町内の公共的団体の役員及び職員
- (7) 学識経験を有する者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ② 委員名簿

職名	氏名	所属・役職名等
会長	清川 繁人	青森大学地域貢献センター長
職務代理	倉内 清一	平内町議会議長
委員	船橋 健人	平内町議会副議長
委員	今 芳廣	平内町教育委員会委員
委員	小形 輝生	平内町農業委員会長
委員	野呂 恭成	青森県産業技術センター水産総合研究所長
委員	木村 公樹	青森県産業技術センター林業研究所長
委員	山田 光昭	平内町副町長
委員	七尾 潔	平内町商工会長
委員	須藤十一郎	平内町漁業協同組合副組合長
委員	渡辺真利子	青森農業協同組合平内支店長
委員	辻村 庄二	森林組合あおもり平内事業所事業課
委員	石田 康男	平内町社会福祉協議会長
委員	田中 茂勝	平内町観光協会長
委員	佐藤 秀光	平内町町内連合会長
委員	向井 麗子	平内町連合婦人会長
委員	須藤 鉄博	平内町連合PTA会長
委員	三上壽美子	平内町認可保育所等施設長連絡協議会

## (2) 第六次平内町長期振興計画検討委員会

### ① 第六次平内町長期振興計画検討委員会設置要綱

平成30年10月5日告示第54号

(設置)

第1条 第六次平内町長期振興計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、当町のあるべき将来の姿及びまちづくりの政策等について、長期的、総合的に計画案を作成するため、第六次平内町長期振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、計画の策定に向けた基本施策等の方針の決定に関すること及び計画の原案作成を処理する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は町長を、副委員長は副町長、教育長、病院事業管理者をもって充てる。

3 委員は、町職員のうち各課長・事務局長等をもって充てる。

(会議)

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(補助組織)

第5条 委員長は、計画の策定に向けた調査研究を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームの設置については、別に定める。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、企画政策課で構成し、庶務を処理する。

2 事務局長は、企画政策課長を充てる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## ② 委員名簿

職名	役職名	氏名
委員長	町長	船橋 茂久
副委員長	副町長	山田 光昭
副委員長	教育長	相坂 一則
副委員長	平内中央病院事業管理者	首藤 邦昭
委員	総務課長	倉内 仁
委員	税務課長	藤田 一浩
委員	町民課長	工藤隆之進
委員	福祉介護課長	塩越 信子
委員	健康増進課長	松山 秀子
委員	農政課長	飯田千代志
委員	水産商工観光課長	逢坂 重良
委員	地域整備課長	佐々木隆志
委員	会計管理者	遠島 義正
委員	平内中央病院事務局長	田中 正美
委員	議会事務局長	佐々木一成
委員	学校教育課長	渡辺 伸一
委員	生涯学習課長	船橋 英樹
委員	平内消防署長	木村 秀人
前委員	前平内中央病院事業管理者	竹内 豊
前委員	前福祉介護課長	齋藤 恵子
事務局長	企画政策課長	渡邊 仁志
事務局員	企画政策課指導監	小林 正人
事務局員	企画政策課課長補佐	田中 裕樹
前事務局員	前企画政策課指導監	柴田 正一

### (3) 第六次平内町長期振興計画策定プロジェクトチーム

#### ① 第六次平内町長期振興計画策定プロジェクトチーム設置要項

平成30年10月5日告示第55号

(趣旨)

第1条 この要項は、計画を策定するに当たり、基本政策等に関する調査研究を行うため、第六次平内町長期振興計画検討委員会設置要綱第5条第2項に基づき、第六次平内町長期振興計画策定プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）の設置及び運営等について定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計画 第六次平内町長期振興計画をいう。
- (2) 検討委員会 第六次平内町長期振興計画検討委員会をいう。
- (3) 委員長 検討委員会の長をいう。

(任務)

第3条 チームの任務は、委員長の指示に基づき、検討委員会の効率的な運営に寄与するとともに、計画策定に向けた調査研究等を行い、計画の素案作成を行う。

(組織)

第4条 チームは、委員長が課長補佐以上の町職員のうちから任命するチーム員をもって組織する。委員長は、チーム員の任命に当たり、各所属長に当該チーム員の推薦を求めることができる。

- 2 チームにはチームリーダー（以下「リーダー」という。）を置く。リーダーは委員長の指名によって定める。
- 3 チームに専門分野別に調査研究するための部会を設けることができ、部会を設けるときは、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に所属するチーム員の互選により定める。

(任期)

第5条 チーム員の任期は、任命の日から当該任命日が属する年度の末日までとする。ただし、チームは、当初の目的を達成し、又は任務を終了したとき若しくは委員長が任務の中止を命じたときは、解散するものとし、当該解散の日をもってチーム員の任を解くものとする。

(会議)

第6条 各会議はリーダー又は部会長が招集し、主宰する。

- 2 リーダー及び部会長は、必要に応じ関係者に会議の出席を求めることができる。
- 3 その他会議の運営に必要な事項は、会議に諮り、リーダーが定める。

(庁内組織の協力)

第7条 チームの活動に対しては、全ての庁内組織が積極的に協力するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、検討委員会事務局において処理する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



## ② 委員名簿

職名	役職名	氏名
リーダー	学校教育課指導監	須藤 鉄博
チーム員	総務課課長補佐	須藤 昌毅
チーム員	税務課課長補佐	太田 貴仁
チーム員	町民課課長補佐	倉本 紀子
チーム員	福祉介護課課長補佐	佐々木 健
チーム員	健康増進課課長補佐	遠嶋 純一
チーム員	農政課副指導監	遠嶋千代光
チーム員	水産商工観光課指導監	畑井 幸治
チーム員	地域整備課課長補佐	亀田 亮
チーム員	会計課副指導監	船橋 浩教
チーム員	平内中央病院指導監	小形 正樹
チーム員	議会事務局課長補佐	片山 潤一
チーム員	生涯学習課指導監	柴田 正一
チーム員	平内消防署消防指令補	船橋 修司
前チーム員	前町民課副指導監	千代谷文徳
前チーム員	前福祉介護課指導監	塩越 信子
前チーム員	前健康増進課指導監	大水 要
前チーム員	前平内中央病院指導監	小林 正人
前チーム員	前学校教育課課長補佐	阿部 拓哉

#### (4) 総合開発計画審議会への諮問と答申

平企第31号  
令和2年1月29日

平内町総合開発計画審議会  
会長 清川繁人 殿

平内町長 船橋茂久

第六次平内町長期振興計画（案）について（諮問）

第六次平内町長期振興計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

令和2年2月14日

平内町長 船橋茂久 殿

平内町総合開発計画審議会  
会長 清川繁人

第六次平内町長期振興計画（案）について（答申）

令和2年1月29日付け平企第31号で諮問のあった第六次平内町長期振興計画（案）を適切かつ妥当なものと認めます。

なお、審議過程で出された諸意見に留意し、計画の実現を図られるよう要望します。

## 第六次平内町長期振興計画

---

発行日 2020年(令和2年)3月

発行 青森県平内町

〒039-3393

青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63 番地

TEL 017-755-2111(代) FAX 017-755-2145

HPアドレス <http://www.town.hiranai.aomori.jp/>

編集 平内町企画政策課